

十勝環境複合事務組合公平委員会運営に関する規則

〔昭和59年4月1日〕
公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝環境複合事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(公印)

第2条 委員会の公印は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 十勝環境複合事務組合公平委員会之印 | 方20ミリメートル |
| (2) 十勝環境複合事務組合公平委員会委員長之印 | 方20ミリメートル |

(準用規定)

第3条 委員会の処務規則等については、帯広市公平委員会の次の規則を準用する。

- (1) 帯広市公平委員会処務規則（昭和47年公平委員会規則第2号）
- (2) 帯広市公平委員会議事規則（昭和26年公平委員会規則第1号）
- (3) 帯広市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年公平委員会規則第2号）
- (4) 帯広市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年公平委員会規則第3号）
- (5) 職員団体の登録に関する条例施行規則（昭和43年公平委員会規則第2号）
- (6) 地方公務員法附則第20項の規定により読み替えて適用される同法第55条の2第3項に規定する期間を定める規則（平成9年公平委員会規則第2号）
- (7) 職員の苦情相談に関する規則（平成17年公平委員会規則第4号）
- (8) 帯広市職員の退職管理に関する公平委員会規則（平成28年公平委員会規則第1号）

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年5月29日）

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月27日）

この規則は、平成17年4月27日から施行する。

附 則（平成29年4月25日）

この規則は、平成29年4月25日から施行する。